

## 9－12世紀フランスにおける王権、権門、助言による統治

イヴ・サシエ

パリ＝ソルボンヌ（パリ第四大学）

（訳者による説明部分は括弧をつけ、さらにアンダーラインを付けて表示した。）

この寄稿の目的は、9世紀から12世紀末までのおよそ4世紀間について、フランスの国王の側近衆の変動、および彼らが国王の統治に果たした役割の変動の大筋を跡づけることである。まずはフランク王国において支配的であった統治の観念についていくつかの一般的指摘を行い、その次に843年よりも後の時代に身を置いてみることにする。この843年というのはシャルルマーニュ（カール大帝）によって復興された「帝国」が永続的に分割された年であり、「西フランク王国」つまり後のフランス王国の誕生によって特記される年である。

フランク王国の世界に応用された社会人類学的な分析により、かなり前から頂点における政治的決定に関して「同意」と「集合性」にアクセントが置かれてきた。立法作業であれ司法次元の決定であれ、あるいは集団の生活に関する措置であれ、支配的であった規範は、権力の保持者は単独で決定してはならないということであった。つまり一般的な利害——中世前期のテキストはこれを「王国の便益」「共通の便益」「公的な便益」と呼んでいる——に関わるすべての措置は、法的には、そしてフランク王国の当初から、人民集会の権限に属するのである。史料はこの集会を「三月集会」（あるいは「五月集会」）、「統治集会（プラキトゥム）」、「統治集会総会（プラキトゥム・ゲネラーレ）」などの名で呼んでいる。この集会は原則においてはすべての自由人に開かれていたが、実際にこの集会に足を運んだのはもっぱら貴族たち、すなわちテキストが「有力者」「領袖たち」あるいは「第一人者たち」と呼んだ人びとであり、また彼らに加えて都市区（もともとローマ帝国の基本的行政単位で中世には司教区ともなった）の宗教指導者である司教たちであった。フランク時代の大部分を通じて、この集合的な意志決定の慣行が根底から変わることはなかった。もちろん国王の個人的資質によって、こうした集会の枠組みにおいて与えられる助言の意味内容が大きく変わることも事実である。あまりに若い、あるいは性格の弱い王を前にした場合、「統治集会」は王国の有力者が意志決定に能動的に参加する機会となり得たのに対し、強力な王は、実際にはより限定された側近である「顧問衆」に助けられつつ自ら準備した諸決定に、——単なる協賛によって——同意を強いることができたわけである。

私たちの研究の上限となるこの時代に関して興味をそそるのは、助言による統治という観念が9世紀の過程において、もはやある民族の特殊な習俗によって、またその習俗が伝統的権力構造に組み込まれることによって正当化される慣行というレベルを遙かに超えて、強固なイデオロギーの次元を取得していくことである。それは、カロリング家門にその権勢の基礎を与えた教会との同盟が推進した、もうひとつの教説体系の発展と関連する動きであった。すなわち、

王権をひとつの「ミニステリウム（官職）」、つまり奉仕のための職としてとらえる教説である。王権は神に仕える役職、神が人類に与えた諸目標を達成するための役職なのであって、結果的には信者共同体に奉仕する役職だというわけである。シャルルマーニュの時代には公的なイデオロギーは、王に神の民の導き手として行動する使命を委ねていた。公的なテキストの言うところによれば、貧者の防衛者であり、彼らの立場に立つ裁き手であり、すべての臣民を救済の道へと導くべき教師、忠告者、矯正者なのである<sup>1</sup>。しかし彼の息子であるルイ（ルートヴィヒ）敬虔帝（814-840）の時代には、聖職者たちのイデオロギーは、前の世代が君主に認めていたこの予言者にして天啓の下の導き手という役割に対し、しだいに異論を唱えるに至った。その後は王という役職が帯びる奉仕の次元、「ミニステリウム（官職）」のそれにアクセントが置かれる<sup>2</sup>。君主はその役人とともに、「レース・プブリカ（国家）」を扱い「公共の便宜」に仕えるという理念が強調される<sup>3</sup>。そして君主の義務を全体として定義し列挙することが熱心に行われた。それによれば彼は神、教会にも人民にも義務を負っている。そして彼の責任はいつそう強調されることになり、最も厳格なイデオロギーは、統治者の支配の正統性は彼がこれらの義務をどれくらい尊重するかに依ると主張したほどである。さて、これら聖職者たちの言説の鍵となるテーマは、まさしく次のような主張を想起させるものである。すなわち良き君主は「年齢を重ねた賢明な」人びとの助言に依らずには何事も決しない<sup>4</sup>。9世紀半ばのある著者によれば、こうした人びとは「自らの私的利益よりも人民全体への愛を優先させることができるのである。<sup>5</sup>」王国の司教たちは権威／権力というローマ時代の古い二項対立とこれについて5世紀末に教皇グラシウスが行った説明とを捜し出してきて、次のように主張した。王国の司教たちは、権威は権力の上に立つべしという理由で、君主の顧問団としての役割は自分たちの集団のもので主張した。彼らはとりわけ、自分たちの介在すべき分野は宗教事項のみに限られないと主張したが、それは人間の社会生活に関するすべての事象は本質的に自分たちの霊的義務と不可分のものであり、またすべての人間行動が神によって模範を与えられているからには、それらは君主の法によって律せられねばならず、そしてその君主の法は神の法を尊重したものでなければならぬと見なしたからである。

しかし司教たちだけが登場人物ではない。すでに見たように、フランクの伝統は国王の俗人側近たちのそれでもあった。これは非常に多数であり、まさしくある時代の政治世界を反映するものであるが、ここではその上層部に力点をおきながら、きわめて手短かに、また部分的に描写することしかできない。それは家柄が古く高位にあって有力な門閥を構成し、カロリング家門に先行して存在した集団である。彼らは「貴族」と見なされ、定義されている。なぜなら彼らはさまざまな特権と「剣帯」（ローマ帝国の伝統から引き継がれた王の奉仕者としての「剣帯」）を帯びる使命を備えており、宮廷での奉仕、都市区の統治、広大な軍事指揮権の保持など特有の役職を担っていたからである。843年の分割の前から、この高級権門は、その所領資産の豊かさ（最有力家族の所領資産はカロリング・ヨーロッパ帝国の全体に分散していた）、その軍事的属従集団の重要性、およびそれが内に抱えているさまざまな連帯集団によって特徴付けられる<sup>6</sup>。多くの叙述が言うところによれば、カロリング貴族は軍事力ないし剣による強者である。しかし彼らは都市区であれパergus（「郷」：都市区の下部単位）であれ、伯管区の

受領者として行政能力を持たねばならない。伯ないし辺境伯となるからには、地方的な規模ではあるが、国王に属する業務をその多面的な形で遂行する資質を持たねばならない。すなわち防衛業務や、司法業務や法の尊重のための矯正業務である<sup>7</sup>。この時代の文学は、それがあつた貴族の頌辞という形をとる時には、しばしば戦士としての美質と賢明さを結びつけている<sup>8</sup>。またカロリング期の教会は国王の徳目を延長する形で一種の貴族の徳目を称揚し続けたのであるが、それもまた奉仕と勤務の徳目たるべきものであり、すべての頭職の担い手に対して、自分が「国家の僕」（公的業務の役職者）であり、その職により国王の指揮の下で正義および教会と弱者の防護の使命を託されているのだということを喚起するべきものであつた。

帝国の最有力の諸家族、たとえばヴェルフ一族やロベール一族（カペー朝の先祖）の研究は、彼らの国際性、その構成員の地理的な流動性の大きさ、王族の中にまで伸びている婚姻関係、そしてとりわけ一族内での伯などの高級官職の継承を明らかにする。ただし次のことは踏まえるべきである。すなわち長い期間をとれば公職の父系伝達が実現されているとしても（たとえばロベール一族のように）、このような伝達はただ国王の意志にのみ依存しているものであり、家系によって獲得された権利に依つたものではないということである<sup>9</sup>。有力者と王を結んでいるのは忠誠の絆—家臣としての従属契約である「託身」がこの忠誠を強化している—であり、王は原則的にはこの絆を基礎として自由に伯管区を分配する。そして受領者を移動せしめ、さらに少なくとも843年まではそれを意のままに解職する力を保持しているのである。さてこのような高位貴族の下には、第二のランクとして中流権門がある。これに属するのはまず副次的なパーグスの伯たちの集団である。またとりわけカロリング家の起源に結びつく形で出現した国王直属家臣—「国王の家臣」「主の家臣」—の集団である。彼らは王に一種の託身を介して結びつき、騎馬軍役に特化している。このために家臣団の各人は国王から原則として一代限りの封を受ける。これは国庫領の一部であるが、その収益により彼は武装を整え、生活時間を戦争に充てることができるのである。しかし同時に彼は各地域で定住者として活動している。「国王の家臣」の封は全帝国に散在しており、彼らは、シャルルマーニュの司法改革以降は、各地で伯の裁判集会において陪席者の役職—終身職である—を務めるらしい。そして彼らは近隣の小権門と友誼の絆を保ち、それを自らの家臣団に組み込む。王と彼らの関係はしたがって有力家族が王との間に織りなすネットワークに並行するもう一つのネットワークであり、しかも疑いなく忠誠心において勝っている。なぜならそれはより低い、それゆえより国王に従属的なランクから発して君主に集まっているからである。

以上が俗人エリートの非常に簡潔で表面的な描写である。彼らは各地域の枠組みの中で基礎において統治権力に関与していると同時に、国王の最側近に加わることで頂点においてもそれに与っている。これらのエリート集団、そしてまずもって「王国の第一人者たち」の集団は集会に加わるべく定期的に宮廷を訪れている。歴史家たちは、正当なことであるが、国王とその聖界、俗界の有力臣下との協働という長期の伝統が8世紀および9世紀前半においてますます強化されたと見なしている。ペパン（ピピン）短身王—カロリング家最初の王—とシャルルマーニュの治世以来、統治において司教と有力臣下の「助言」と「合意」に体系的に依拠することは、意志決定に必要な形式的手続きを遙かに越える実質的要請であつたように思われる。決定

そのものが国王とその身近な評定衆の意志が込められたものであり、この評定衆自身しばしば高級権門のメンバーであって宮廷の高位官職（宮中伯、セネシャルなど）を帯びたものであったとしても、ひろく有力者たちに依拠することは、形式的手続きであると同時に、そしてまずもってひとつの政治的手段であった。すなわち国王はこれによってカロリング家門への、またその統治プログラムへの高級貴族の結集を確保したのである<sup>10</sup>。このプログラムの主要項目である「平和」と「王国の協和」は国王を取り巻くエリートたちの中での「一致」と「合意」を前提としていた。

ルイ敬虔帝の時代に、この完全一致の雰囲気がしだいに後退していくことはよく知られているが、その理由や経緯について想起することはほとんどできない。ともかくこれに代わって国王統治のレベルそれ自体で深刻な危機が生まれてくるのであって、彼の死後の息子たちの抗争と843年の相続分割はその結末である。この分割から生まれた西方王国（未来のフランス王国）において、ルイの息子で帝国のこの部分を入手したシャルル禿頭王は、この843年から自分を王として受け入れてくれるよう俗界聖界の有力臣下と交渉せねばならない。高級権門は自らの帰順について条件を出す。843年11月のクレヌ集会において、有力臣下はシャルルに対し、テキストが「協定」ないし「協約」と呼んでいるものに同意するよう懇願する。これはつまり一方も他方も自由意志で同意する契約であって、将来にわたって新王と彼の聖俗二つのエリートとの関係を基礎づけるものなのである<sup>11</sup>。俗人有力臣下に対して王は、彼らのうちの誰からも適切に保有されている公職を奪わないことを約束する。ただし「裁判の判決、理性と公平がそれを命ずる場合は除く」とする。こうして国王は、世襲原則こそ宣言してはいないが、臣下たちの方でその義務を果たすことを条件として、彼らを現在保有中の職あるいは封土にとどめ置くことを受け入れる。そしてまたすべての解職・奪封は自らの下での裁判に付することを約するのであるが、その裁判集会自体、有力臣下が構成するものなのだ。この国王の約束は、有力者の現時点での忠誠の条件となるものであるが、もちろん将来についてもその条件となるものである。より一般的に言ってこの契約が将来にわたっておおよその輪郭を規定したもの、そしてこの契約の革新性を作り出したものは、自分の職務に伴う諸義務を尊重するという国王の公式的約束—聖職者によって課された「官職」イデオロギーに完全に一致する約束—である。その尊重は、現在も将来においても、聖俗の有力者が国王への忠誠と協調を示す条件と見なされるのである。

こうした文脈に置くならば、シャルル禿頭王（843-877）の治世における法令のテキストが、以前にも増して国王と「王国の領袖たち」を王国の集合的な管理者とみなし、その共同責任を強調していることが理解できる。きわめて重要な国王文書のテキストではほとんど制度的に、「司教およびその他の臣下たちの助言と同意に基づき」あるいは「朕が臣下の共同の助言に基づき」あれこれの措置がとられたという言及がなされている<sup>12</sup>。また同時期に、重要な聖職者たちの著述にひとつの定式表現が一般化する。これは最初ルイ敬虔帝の治世に現れたが、「コンシリウム」と「アウクシリウム」、すなわち助言と助力を結びつけるものである。たぶんこの定式の中には、「アウクシリウム」すなわち王国の地域的な運営の業務において王の臣下が能動的に協力することは、「コンシリウム」すなわち国王の意志決定を練り上げる段階で有力

者が関与することと不可分であるという思想があるのだろう。つまり王国有力者がその「コンシリウム」の役割の中で是認しなかった政策は、彼らの側からの支持—すなわち「アウクシリウム」—を欠いているために実行されないままに終わる危険が大きいというわけだ。言い換えれば、シャルル禿頭王とその直近の後継者たちの時代には、国王の意志決定については、主要な臣下がその練り上げに現実的な役割を果たしていることが、その有効性にとって本質的な条件になったのである。いくつかの国王法令集はこの有力臣下の参与の事例をわれわれに提供している。

80年代の初めに、大物教会人であるランス大司教アंकマール（ヒンクマール）はシャルル禿頭王の孫である若い王カルロマンに宛ててひとつの著作を書いて、国王統治の大原則、ならびにシャルルマーニュとルイ敬虔帝の時代における宮廷の組織のありようを思い起こしている<sup>13</sup>。彼によれば、年二回の集会が開かれる習わしであった。その昔第一の集会は聖職者であれ俗人であれ「おしなべてすべての有力者」を集めていた。アंकマールはこの有力者の中でも二つの部分が区別されていたと明言する。一方には「セニオレス」すなわちきわめて高い役職を占める高級権門のメンバーたちがあり、政策決定をするために（「助言をなさんがために」）出席している。他方には「ミノレス」つまりこの有力者の中では小身の者たちであり—おそらく先ほど指摘したような、第二ランクの伯や国王直属家臣たちであろう—、出された決定に協賛し、また時には決定に参加しそれを確認するために出席している。アंकマールは、「ミノレス」が参与する場合でも、彼らは「権能」によらずまったく個人的資格で参加していたと明言する。これが意味するのは、アंकマールの見地においては、評議の職能は最有力者の権能に属するものであって、それによって彼らは国王の権能に全面的に参加することができるということ、それは国王から受けているこの頭職から法的に導かれる要素であるということである。アंकマールによって描かれた第二の集会は、「セニオレス」のこの排他的身分を確認する。すなわち秋にセニオレスのみが集まるのであるが、その特筆すべき業務は国王とともに翌年に行うべき諸決定について準備することである。こうして二つの公的な助言制度のランクがあるのだが、その準備段階としてアंकマールにとってさらに重要に思えるものがあり、彼は同時期に書き上げられた別のテキストの中でそれを指摘している<sup>14</sup>。すなわち国王が毎日自分の周りに最も賢明な一握りの助言者を置き—アंकマールはシャルルマーニュに帰せられる習慣に言及しながらそれが3人であると断言する—、彼らと接しながら議論を通じて省察を深めていくという事実である。国王が有力者の会議に提出し彼らの助言に基づいて最終決定を下すのは、このきわめて限られた助言者サークルにおける省察の結果なのである。まず信頼を置く少数の助言者の限られたサークルがあり、次いでセニオレス、すなわち主要な司教と伯による拡大評議会がある。この司教や伯は一時期任地を離れ、諸決定の準備において国王を助けるために集まって来るわけだ。そして最後に有力者の総会があり、決定を下す。こうしたものが、ランス大司教アंकマールにおける助言による統治の理念化された図式である。

このような図式においては、本当に問題になっているのは最有力者である司教と伯だけである。有力者たちはその伯や司教の役職の構成要素として評議の職能を負わされている。しかし彼らは評議をその役職に含まれた権利であるとして国王に強いることもできるのだ。そしてカ

ロリング時代には、国王たる者が非貴族の、つまりこの有力者の世界にとっての異邦人の助言を受けるといふようなことは思いも寄らないことである。10世紀の初め、確かに王権がすでに大きく衰退しているという政治状況の中で生じたことではあるが、シャルル単純王は最有力者たちから見て看過できない二つの罪を犯したことにより、王位を剥奪されることになる。彼の祖父によって843年に結ばれた協約を破る形で、一人の有力者からその職務を奪い、彼の寵臣にそれを与えた罪、そしてこの生まれも定かでないこの寵臣を自らの主要な助言者とすることを欲した、結局は領袖たちの助言に依らずにこの王国を統治したという罪である。9世紀において、そして10世紀においてはなおさら、高位の古い権門から出た貴族だけが国王の助言者をもって任ずることができるのである。

私が今それについて指摘したところであるが、880年代から王権は急速で継続的な崩壊を経験する。俗人エリートのもっとも重要なメンバーたちは870年前後に王権から広大な地方全体について大幅の軍事指揮権を受領したり、大きな都市区の統治権を多数兼有したりしていた。彼らは外部からの危険－ヴァイキングの侵入－という状況や国王職の帰属に係る最初の危機(888-898) (カロリング朝に代わりロベール家のウードが王となった)を利用して、彼らの勢力を地方に根付かせ、その勢力を完全に自立的なものとする。彼らは自らの戦士の属従を増大させ、とりわけみずからの影響圏に属する伯や「国王直属家臣」を国王への奉仕から引き離す。就中彼らは自分たちの職務の世襲に到達する。彼らは以後その職務を王からの譲渡によるのではなく、神と先祖から譲られて保持すると称することになる。一世紀半の間、公権力の持続的な細分化のプロセスが進行するが、その進展と強度については今日、紀元千年問題についての専門家たちの間で相当に激しい論争が行われている<sup>15</sup>。私の見るところ異論の余地がないのは、家臣的忠誠の急速で深刻な衰退である。この衰退はとりわけ、9世紀の後半に生まれ10世紀には早くも支配的な現象となった多重臣従の慣行によって特徴づけられる。ひとりの家臣は今や多数の主君を持つことができるのだが、このことはそれだけで家臣制の内容の展開について十分に語っていると言えよう。同様に否定できないのは、有力者が10世紀初めから手に入れた自立性が、一握りの大領邦－アキテーヌ、ブルゴーニュ、ロベール家支配下のネウストリーなど－を生み出したことだが、そのまともは、非常に早く、その誕生からすでに不安定さをさらけ出していた。これらの領邦内の伯たちは国王への奉仕から諸侯の奉仕へと移ったのであるが、彼ら自身も家臣制の一般的弛緩を利用して自立的な政策を展開したのである。この自立性の一つの印が9世紀末に始まり940年頃から拡大した城塞建設ブームである。

このプロセスの行き着くところに城主支配圏が生まれるが、これは基礎的な政治支配の細胞であって、10世紀から11世紀末の間に(その中でも最高潮に達するのが990年から1060年)王国の大多数の地方に一般化する。しかしその実態は複雑なものであって、伯や領邦諸侯に対する自立性の度合いを体系的に述べることは確かに困難である。「城主の独立性」といった観念自体には異議を申し立てることができるし、今日「反変革論者」(「紀元千年ごろフランス社会に城主支配圏形成を含む大変革があつて、本格的な封建社会が成立した」という、ジョルジュ・デュビイやジャン＝フランソワ・ルマリニエに始まる主張を批判し、むしろ継続性を強

調する論者のこと。ドミニク・バルテルミーが代表的)が行っているように、城主的領主たちを伯や領邦諸侯に結びつけ、後者たちを王に結びつける「相互依存」と「地域の連帯」あるいは「王国の連帯」（それについては多くの徴侯が見られる）を強調することもできる。しかしニュアンスに意を用いるとしても、次の事実を消し去ることはできない。それは、これらの城は地方の守備兵力の核、避難の場所であり、また今日では品を気に懸けてあまり強調されないさまざまな暴力の温床でもあったが、つまるところ、カロリング世界から継承された伝統的諸制度の破産の結果であるとともに破産を促進した力でもあるということである。これらの制度はすべての「包括的」権力—国王、諸侯、伯、またしばしば司教も含まれる—を公的平和の保障者、忠誠関係の主要な受益者としていたのだったが、それが破産したのである。地方領主とその主たちの間の相互依存はある。しかしよく知られているように、それは11世紀に、さらには12世紀の間にも、国王「直轄領」に属する城主が国王以外の者への忠誠関係に入ること、ならびに戦争によって王を弱体化させることを目論んだ強力な同盟関係に入ることすら妨げないであろう。

1955年から1975年までの期間に私の師であるジャン＝フランソワ・ルマリニエによって遂行され、あるいは開始された注目すべき諸研究は、長期にわたる国王側近集団の変転を追跡することを可能にした。それは王権下降期である10世紀から王権の建て直しの時期である12世紀の第三四半世紀までにわたるものである。1955年に著された見事な論文「フランス王の臣下」<sup>16</sup>においてルマリニエは、末期カロリング朝の時代に国王への忠誠誓約者を示す地図が西フランク王国のそれと一致しなくなるのを確かめた。ラングドックおよびピレネー地方の辺境伯と伯たちはもはや国王とほとんど関係を持たず、彼の家臣とは言えない。アキテーヌ地方の支配的諸家系の忠誠誓約は遅滞したり、欠如したりするようになる。この地方の伯と諸侯は非常に早期に、10世紀の初めの10～20年から、国王宮廷に来ることを止めてしまった。つまり全王国に通用する一般決定を行うために来ることがなくなったのである（フランスにおいて国王は9世紀終末期以来12世紀の末までもはや立法を行っていない）。彼らはまた、国王戴冠のためにすら足を運ばなくなったように思われる。より北の地方には王権の拠点が存在しているが、ロワール河以北を押さえたロベール家が無慈悲な闘争によって王家に対抗しており、ここでも王権の影響力についての調査の結果はあまり芳しくない。北の有力者たちは国王の戴冠式には出席しており、国王主宰の集会にしばしば顔を出しており、間違いなくその家臣となっている。しかし彼らはこの家臣誓約を平気で違えている。すなわち国王と闘争状態に入り、あるいは一同じぐらい不適切なことだが—末期カロリング朝を襲うさまざまな困難に対し完全な無関心をきめこむのである。

カロリング王朝がロベール＝カペー王朝に取って代わられた時、王権の立場はたぶん向上している。なぜならロベール家勢力の直接的な影響力範囲はパリ、オルレアン、北フランスおよびブルゴーニュの司教座都市などを含んでおり、議論の余地なく末期カロリング朝のそれよりも広いからである。ルマリニエは1960年代には『初期カペー朝の統治』についての書物を著した<sup>17</sup>。これは今日ではいくらかのんびりによって方法論的な批判が加えられているとはいえパイオニア的な著作であって、これが実現した国王側近についての分析の大筋は私の見るとこ

る完全に妥当なものである。第一になさるべき指摘は、南フランスの有力者たち—トゥールーズ伯、イスパニア辺境伯、ガスコーニュ侯—の徹底した不参であって、彼らは10世紀においてすでにそうであったが、もはや国王の臣下とは呼べない。そしてまたアキテーヌ侯、ブルゴーニュ侯、ノルマンディ侯のような諸侯たちは、カペー朝の家臣でありながら、国王集會に出席することがまれであるということである。これらの諸侯は国王の聖別式には出席し、国王に家臣としての忠誠誓約を行っている。しかしカペー朝第二代のロベール敬虔王（996-1031）の治世が終わった後では、10世紀に比べてはるかに希にしか国王宮廷に出向かなくなり、したがってもはや国王統治の直接的な担い手ではなくなる。またよく知られているように、彼らのうちの一人であり、長い間他のいくらかの諸侯に比べていっそうカペー朝に近い存在であったノルマンディ侯は、イングランド征服によってフランス王の同等者となるのであるが、すでにイングランド征服に先だってその最も危険な敵対者となり、13世紀初めフィリップ・オーギュストがノルマンディを合併するまでそうであり続ける。11世紀においてカペー朝はきわめて散発的にしか、そしてしばしば取引を行うことによってしか、これらの諸侯やより近くの他の有力者（アンジュー伯、ブロワ＝シャンパーニュ伯）の同盟を当てにすることができない。彼らの利害は王国の枠組みを越えたところにあり、その家臣的忠誠はきわめて緩やかなものである。国王の使命は依然として全王国の物事を処理するところにあった。しかし、—10世紀末に玉座に近い知識人であるフルーリ修道院長アボンが立てた問いであるが—もし有力者がもう助力も助言も彼に提供しないとすれば、その時は国王はどのようにしてこの業務を果たしていくのか？

実のところ国王は11世紀において、また遙か以前から、全王国の物事を処理することはできなくなっている。ルマリニエが確証したように、11世紀の半ばから国王の側近集団は決定的な変化を経験するのであり、それは以後の彼の主要な活動と対応するものであるように思われる。この活動とはノルマンディ侯、ブロワ＝シャンパーニュ伯、ならびに国王直轄領内のいくらかの城主たちといった近隣の敵と争い、この狭隘な直轄領をよりよく管理することである。フィリップ1世（1060-1108）の治世においては、1180年頃までに2、3回、北フランスの一握りの諸侯、伯、幾人かの司教が肩を並べるような集會が確認される。それらはカロリング時代からの伝統に沿った評議による統治の類型の存続という幻想を与えることができるかも知れない。しかしこの時点を過ぎると、国王扈從の主要部分はパリやオルレアン近郊の城主権門に、さらにフィリップ1世の治世最末年ともなれば、イル・ド・フランス地方の小騎士の世界に限定されるようになる。この小騎士たちは、そのころの年代記が語っているような近郷近在の戦闘に明け暮れている連中である。12世紀への境の時期に国王側近において支配的であるのはこの小騎士たちの集団であるが、それは領主家門の次三男や村の小領主であって国王の家中集団—「国王近臣衆」（ファミリアレス・レギス）—に属する者から成っており、少なくともその幾人かは隷属身分に非常に近い。国王がその直轄領から常に動員できる300から700人の騎士たちの勇敢さと献身は伝説的であり、シュジェ（1081-1151、サン・ドニ修道院長、ルイ6世、ルイ7世の顧問）の言うところによれば、ルイ6世は彼らの中に身を置くとまったく安全だと感ずるのだ。ルイ6世（1108-1137）時代には王権はより野心的な政策を再びとるよ

うになり、ルイ7世(1137-1180)の治世は、プランタジネット家の大陸帝国(ノルマンディ、アンジュー、アキテーヌを領有)の形成にも拘わらず、こうした政策を踏襲する。しかしそうした時期にあってもこの「国王騎士衆」の政治的役割は絶えず増大を続けるのである。確かに上記のより野心的な政策の中には、王権とより有力な家臣たちのサークルとの関係強化が含まれており、ルイ7世の下では司教と有力家臣の集会という慣行が再び盛んになるのが見られる。その例はたとえば1155年におけるソワッソンの集会であり、そこではルイ7世は大司教、司教、諸侯(ブルゴーニュ侯、シャンパーニュ伯、フランドル伯、ヌヴェール伯、ソワッソン伯)を周りに従え、立法という手段で(2世紀以上の空白を経ての最初の一般適用王令)全王国に10年間の平和令を施行する<sup>18</sup>。この場合でもその他痕跡が残っているいくつかの大集会においても、問題になっているのは「王国の福利」「王国の便宜」である。また諸侯が採択された決定に同意し、彼ら自身それらを遵守することを誓約によって約束するのが見られる。しかしいくつかの例外を別にすれば、(恒常的に、しかし治世初期には特に、高級権門の何人かのメンバーが国王を取り巻く近臣の中にいることになるだろう)、今やこの決定を準備するのは有力家臣以外の者である。この低い生まれの騎士あるいは下級聖職者から成る「国王近臣衆」(ファミリアレス・レギス)の限定されたサークルの中に、さらに限定された「国王顧問衆」(コンシリアリイ・レギス)のサークルがある。この呼称は国王が政治的決定の構想に参与させるべく定期的に招集していることによるものである。エリク・ブルナゼルは、かつてジャン＝フランソワ・ルマリニエによって提起された問題について『12世紀におけるカペー朝の統治』を著し<sup>19</sup>、この集団の幾人かの個人について研究を行った。12世紀第一四半世紀の一人の修道士は、彼らを「卑しく、利得の餌で墮落した者ども」とであると言っているが、疑いもなく彼らにはそうしたところがある。E・ブルナゼルは12世紀の王たちの取り巻きの中に一般化していた金銭との関わり、貪欲、売官を見事に示した。また人びとが君主によって整えられる富裕者との縁組みから期待した、あるいは聖職者の場合は司教職の付与から期待した社会的上昇を鮮やかに示したのである。しかし彼はまた、これら近臣の役割を提示した。国王はその騎士たち、侍従たち、聖職者たちに外交的使命、司法的調査、ならびに彼の名によって(「国王陛下の代わりに」)訴訟を裁定することを委ねる。そしてとりわけ、少数の騎士あるいは聖職者がしばしば有力家臣は抜きにして国王と評議を行い、当面の政治に関わる決定、またその重大さ故に有力者を集める封臣集会に付されるであろう政策決定についてすら審議するのである。ルイ7世時代の史料からは、ラテン語の「コンシリウム」ということばが、かつてはすべての意見表明について用いられていたが、ちょうどこのころ、それまでもっていなかった組織に関する意味次元を獲得するということが分かってくる。つまり、ブルナゼルの強調するところによれば、それはすでに限定された顧問会を意味し始めるのである。これは13世紀の「国王評議会(クリア・イン・コンシリオ)」の先触れであって、政策決定において恒常的に君主を補佐する機能もすでに帯びている。

さらに、国王封臣会議の中、おそらくこの限定的顧問会の中に、アンドレ・グロンが見事に提示したように、「篤学者」の称号を帯び、明らかに法学の知識を有する一握りの聖職者がいたことが確かめられる<sup>20</sup>。12世紀はよく知られているように、法学研究の最初の力強い飛躍の

時代である。グラティアヌスの『教令集』とその最初期の注釈書をともなった教会法研究があり、またユスティニアヌス編纂のローマ法—君主権力について強固なヴィジョンを持っており、王権の強化の目論見にとってはきわめて有益—の研究がある。後者についての最初期の注解はポローニヤで生まれ、12世紀のなかばにはフランスとイングランドで知られていた。1166年ごろ、国王ルイ7世を取り巻く「篤学者」のひとりには「法の博識者」と表現されているが、この形容は筋道からいってローマ法を完全に習得していることを推論させるものである。他方でまた別のひとは刑事訴訟に関する論文の執筆者であり、そこから間もなく「両法」と呼ばれるようになる、つまりローマ法と教会法の広大な知識の持ち主であることが分かる。国王会議の中にこうした「法の博識者」がいたことをあまり過大に評価することはできないとしても、そこに司法行政の専門化と職業的判事の集団形成に向けた第一歩を読みとるべきである。この集団は1世紀も経たないうちに(1250-1270)、「法院会議」(クリア・イン・パルリアメント)を構成することになるが、これは「国王封臣会議」の中での一種の差異化から生まれる。つまり以後「国王封臣会議」がそのために通常の枠組みを提供することになる司法活動と、「国王評議会」(クリア・イン・コンシリオ)を舞台とする政務活動が分化していくのである。

この「顧問会」は、国王恩顧の間人で構成され、君主の全権についてのウルピヤヌス(176-228、ローマ法学者)の格言(「君主の好むことは法としての効力を有する」、など)を声高に強く主張しそうな法律家を擁しているが、その誕生は中世末期を特色づける王権の持続的増大を展望する際に、疑いもなく本質的で決定的な一側面である。王国の有力者が、国王招集の集會に際して、この顧問会の諸決定を自分たちのものとして受け入れ始めること、そしてその尊重を約束することが決定的である。国王権力はここに、政治活動の概念のレベルにおいて久しく以前から経験したことの無い一種の自立性を獲得するのである。諸侯たちの王権への帰参はしたがって、高級権門が国王統治を9世紀に比較しうるような形で新しく掌握したことを意味するのではない。その掌握者はまったく逆にこの12世紀末から増大する新しい政治エリートであって、その社会的地位の低さが忠誠を保証するのである。フィリップ・オーギュスト(1180-1227)<sup>21</sup>—「国王直轄領」のめざましい拡大に功績のある王—とその後継者の時代には、この新しいエリートから王権による集権化の担い手である「バイイ」(カペー朝が王国各地に設置した有給の行政官)が出ることになるが、この段階に至ってもこのエリートは小身の騎士および騎士や都市町人の環境に出自を持つ聖職者の中から補充され続けるであろう。その多くの者が、そしてそれは必ずしも聖職者に限られないのだが、13世紀の過程で設立された諸大学、すなわちパリ、オルレアン、モンペリエあるいはトゥールーズの大学に通った経験を持つことになる。たとえばピエール・ド・ボーマノワールという人物がいる。小身の騎士であり、法学者となり、フランス王のバイイを務め、「国王の宗主権」についての傑出した理論家となる。国王に法学的な支えと「行政的理性」を与え、来るべき諸世紀におけるめざましい躍進を準備するのは、教養を備え、人間の長所について高級貴族のそれとはまったく異なる基準を持ち込んだこの新しいエリートなのである。

## 注

- 1 Y.SASSIER, *Royauté et idéologie au Moyen Age. Bas-Empire, monde franc, France(IVe-XIIIe s.)*, 2002, p.124 et S: notamment l'analyse de diverses lettres d'Alcuin à Charlemagne.
- 2 J.SEMMLER, «Renovatio regni Francorum. Die Herrschaft des Frommen im Frankreich 814-829/830», dans *Charlemagne's Heir. New perspectives on the reign of Louis the Pious (814-840)*, éd. P.GODMAN et R.COLINS, Oxford, 1990. O.GUILLOT, «Une ordinatio méconnue. Le capitulaire de 823», dans *Charlemagne's Heir*, op.cit. Y.SASSIER, *Royauté et idéologie*, p.140-152.
- 3 Y.SASSIER, «L'utilisation d'un concept romain aux temps carolingiens: la res publica aux IXe et Xe siècles», dans *Médiévales*, 15, automne 1988, p.17-29.
- 4 とりわけ、ジョナ・ドルレアンが*De institutione regia*の中で国王裁判について論じたくだりを見よ。A.DUBREUCQ, *Jonas d'Orléans, le Métier de roi*, p.188-190.
- 5 LOUP de FERRIERES, *Correspondence*, éd. des «Belles Lettres», lettre n°37.
- 6 R.LE JAN, *Famille et pouvoir dans le monde franc (VIIe-IXe siècle). Essai d'anthropologie sociale*, Paris, 1995.
- 7 K.F.WERNER, «Missus-marquior-comes: entre l'administration centrale et l'administration locale de l'Empire carolingien», dans *Histoire comparée de l'administration*, éd. PARAVICINI-WERNER, München, 1980.
- 8 D.BARTHELEMY, «La chevalerie carolingienne: prélude au XIe siècle», dans *La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne (du début du IXe aux environs de 920)*, éd.R.LE JAN, p.159-175.
- 9 とりわけK.F.WERNERが、*Naissance de la Noblesse*, Paris, Fayard, 1998で展開していることを見よ。有力家門と王朝を結ぶ紐帯の強さと弱さについては、とりわけ次の文献を見よ。S.AIRLIE, «*Semper fideles*? Loyauté envers les Carolingiens comme constituant de l'identité aristocratique» dans *La royauté et les élites...(supra, n.8)*, p.129-143.
- 10 J.HANNING, *consensus fidelium. Frühfeudale Interpretationen des Verhältnisses von Konigtum und Adel am Beispiel des Frankenreichs*, Stuttgart, 1982.
- 11 O.GUILLOT, «Dans l'avant Xe siècle du royaume de l'Ouest franc: autour de Coulaïne(843) et de Quierzy(877)», dans *Quaestiones Medii Aevi Novae*, Varsovie, 2001,6, p.149-193. 国王命令書本文については、*Capitularia regem Francorum* (éd. BORETIUS-KRAUZE), t.II, p.253-254.
- 12 たとえば、国王命令書(上記注11) t.II, p.334の9、10行に見られる。
- 13 *De ordine palatii*, éd. GROSS-SCHIEFER, MGH, *Fontes juris germani antiqui in usum scholarum*, III, 1980, p.83-84.
- 14 *Actes du synode de Sainte-Macree(Fismes)*, *Patrologie Latine*, t.125.
- 15 この議論は当初からフランス学界の境を越えているが(T.Bisson, S.D.White, C.Whickham, T.Reuter, E.Brown, S.Reynolds...)、とりわけフランスの歴史家の中で交わされている。D.BARTHELEMYの諸著作を見よ。そのまとめと文献案内は、*La mutation féodale a-t-elle eu lieu?* Fayard, 1997 および*L'an mil et la paix de Dieu. La France chrétienne et féodale, 980-1060*, Fayard, 1999に見ることができる。またJ.P. POLYとE.BOURNAZELの諸著作を見よ。そのまとめと文献案内は、*Les féodalités*, dir. E.BOURNAZEL et J.P.POLY, Paris, PUF, 1998において、とりわけ全体序論に見ることができる。
- 16 J.F.LEMARIGNIER, «Les fidèles du roi de France(936-987). Recueil de travaux offerts à Clovis Brunel», t.II, 1955, p.138-162. Réédité dans J.F.LEMARIGNIER, *Structures politique et religieuses dans la France du haut Moyen Age, Recueil d'articles rassemblés par ses disciples*, Presses universitaires de Rouen, 1995, p.207-232.
- 17 J.F.LEMARIGNIER, *Le gouvernement royal aux premiers temps capétiens (987-1108)*, Paris, 1965. 次の文献が提起した訂正も参照せよ。O.GUYOJEQNNIN, «Les actes de Henri Ier et la chancellerie royale dans les années 1020-1060», *Comptes rendus de l'Académie des inscriptions et belles-lettres*, 1988, p.81-97. D.BARTHELEMY, *L'an mil et la paix de Dieu*, p.489.
- 18 Y.SASSIER, «Les progrès de la paix et de la justice du roi sous le règne de Louis VII» dans *Etudes offertes à Pierre Jaubert*, Presses universitaires de Bordeaux, 1992, p.631-645. より詳しい文献案内はY.SASSIER, *Royauté et idéologie...*, p.290, n.159. またY.SASSIER, *Louis VII*, Paris, Fayard, 1991も参照せよ。
- 19 E.BOURNAZEL, *Le gouvernement capétien au XIIe siècle (1108-1180), structures sociales et mutations institutionnelles*, Paris, 1976. 国王側近の社会的出自について述べてきたことはすべて、この書物の示唆による。またJ.P.POLY et E.BOURNAZEL, *La mutation féodale*, 2<sup>e</sup> éd. 1992.も参照せよ。
- 20 A.GOURON, «L'entourage de Louis VII face aux droits savants: Giraud de Bourge et son ordo», dans *Bibliothèque de l'Ecole de Chartes*, 1989, p.283-310. ローマ法の寄与についての総合的見通しと文献一覧は、Y.SASSIER, *Royauté et Idéologie*, p.305-310.
- 21 きわめて優れた書物であるJ.BALDWIN, *Philippe Auguste et son gouvernement. Les fondateurs du pouvoir royal en France au Moyen Age*, Paris, Fayard, 1991を、とりわけ、「王の近臣」について書かれた長い記述を参照せよ。p.53以下、p.141以下、p.285以下、p.330以下、および付録 p.658.

**[Abstract]**

**Royalty, Aristocracy and Government  
by Council in 9<sup>th</sup>-12<sup>th</sup> Century France**

**Yves SASSIER**

**University de Paris-Sorbonne**

The aim of this paper is to trace the outline of the development of the royal entourage during four centuries, from the ninth to the twelfth century, and to study its role in decision-making processes as well as its more general function in government. My research focuses on the kingdom of the West-Franks, one of several kingdoms into which the Romano-Frankish Empire founded a half-century earlier by Charles the Great and was divided in the year 843.

The composition of the royal entourage is closely related to social realities, especially the existence of a high aristocracy. This aristocracy was characterized by several factors: rich land holdings spread all through Frankish Europe; familial solidarity; clusters of armed clientele; multi-disciplinarity (triple military, administrative and judiciary role) in the royal service; geopolitical mobility. But the royal entourage was also subordinate to a teleological —and theological— idea. In the time of Charles the Great and Louis the Pious, the ideological tendency to regard the king's job as an institution for serving God and the Church, subordinate to the special duties, became strong, and observing these duties was supposed to be the condition in which the king had his legitimacy accepted by the divinity and its representatives on earth, the bishops. Thus actually two elites existed: one religious and the repository of the words of God, careful to meet the policy of a king to divine will; the other profane and defined by high territorial functions and supervision of the population. These two elites formed the royal entourage and participated in decision-making.

From the last quarter of the ninth century the Frankish royalty witnessed a profound and irresistible collapse. The profane elites utilized this context of external and internal insecurity in order to consolidate their territorial powers, gain access to heredity of office, and increase their military followers. This collapse of the royalty which attained to the dynastic change of 987 in favor of Capetians had a lasting impact on governmental mechanisms. The new royal dynasty of the Capetians was centered in the North of the kingdom (region of Paris, Orléans and the northern bishoprics) and was only periodically able to rely on the alliance of princes and other lords whose vassalic loyalty had greatly slackened. The Capetians adapted their entourage to this new reality, with most territories lost from their hand and high aristocracy uncontrolled. They secured the support, under normal circumstances, of the feudal lords and the petty knights of their "domain", with the exception of several grand assemblies uniting a handful of secular and ecclesiastic rulers.

The king's authority was increased during the twelfth century and during the reign of Philippe Auguste (1180-1223) who amplified and confirmed this tendency. Then it was from the group of these "King's knights" and "clergy of court", who had close relation with schools of Paris, that the very faithful servants of monarchy, its first *baillis* but also its jurists, who in the thirteenth century applied the revived roman law in the service of the royal "sovereignty". New elite was thus born, of a slightly raised social standing but cultivated, with unflinching loyalty in the service of the king. Notwithstanding the return of princes to large assemblies and their participation in decisions-making with general effect, Capetian royalty became more closely dependent on this new elite constituting an organism of restrained advisers, who, in the following centuries, formed the firm core of the specialized services for the monarchy.